

特定随意契約による役務の提供について（事前公表）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年3月18日

奈良県中和公園事務所長 松並 喜代治

1 契約する内容

(1) 役務の名称

令和4年度 馬見丘陵公園管理業務委託

(2) 役務の規格・数量等

県営馬見丘陵公園56.2ha及びナガレ山古墳区域1.2haにおける下記業務の実施

- ① 公園利用者に対する注意喚起・案内業務
- ② 公園施設の維持管理、清掃に関する業務
- ③ 植物管理（除草、集草等）に関する業務
- ④ 園内ゴミ処分費の支払い
- ⑤ 公園施設等の使用料の徴収及び還付に関する業務

※詳細については、「馬見丘陵公園管理案内業務委託仕様書」、「馬見丘陵公園清掃管理業務委託仕様書」、「馬見丘陵公園使用料徴収事務委託仕様書」のとおり

【上記仕様書は見積提出期限まで中和公園事務所において公表します。】

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 契約相手方の選考基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

3 契約相手方の決定方法

(1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者の中、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4) (3) によっても決定しない場合は、不調とします。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月28日（月）16時まで

(2) 提出方法

郵送（提出期限必着）もしくは持参

(3) 提出先

住 所：〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田2202

宛 名：奈良県中和公園事務所長

(4) その他

①見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

②次の場合には当該見積書が無効となりますのでご留意ください。

ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ. 記名押印を欠く見積書

ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ. 価格を加除訂正した見積書

オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

カ. ①の書類が添付されていない見積書

5 契約事務を担当する部局

奈良県中和公園事務所 公園課

住 所：奈良県北葛城郡河合町佐味田2202

電 話：0745-56-3851

6 暴力団排除条例に伴う留意事項

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といい

ます。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。) であるとき。

- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかつたとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 公契約条例に関する留意事項

この契約は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。

契約書には、別添の「特定公契約特約条項」を添付します。

この契約の受注者となった者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」

を参照してください。

8 その他

本契約は、令和4年度奈良県予算の成立を前提としており、本契約に係る予算が成立しない場合は、手続きの停止等の措置を行う場合があります。その場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

以上

馬見丘陵公園 管理案内業務委託仕様書

この仕様書は、奈良県中和公園事務所長（以下「甲」という。）と当業務受託者（以下「乙」という。）とが締結した馬見丘陵公園管理業務委託契約書に基づく、県営馬見丘陵公園の管理案内業務の基準を定めるものである。

1. 業務範囲

- (1) 乙は、主として管理を行う（以下「管理班」という。）。管理範囲は、馬見丘陵公園の供用区域 5.6.2 h a 及びナガレ山古墳区域 1.2 h a とし、業務は年中無休とする。
- (2) 管理班は、北エリア 2名・中央エリア 2名・南エリア 2名を配置すること。但し、年末年始（12月29日から1月3日）は各 1名とする。
- (3) 乙は、主として公園館で案内を行う（以下「案内班」という。）。業務は、年間を通じて行うものとする。但し、休館日（毎週月曜日、月曜日が休日の場合は翌日の平日及び12/28～1/4）を除く。
- (4) 案内班は公園施設等の使用料の徴収及び還付に関する業務を併せて行う。
- (5) 乙は、業務に支障がないよう甲との打合せ及び連絡調整を行う。
- (6) 桜開花時期及びゴールデンウィーク、イベント期間中は来園者が多数となるため、別途、甲において駐車場整理を行う交通警備業務の委託を行うが、乙はこの業務を行う者と協議・連携しながら管理業務を行うこと。
- (7) 管理班及び案内班の休憩場所及び備品等は、原則として甲が提供する。
- (8) 甲が管理班及び案内班の就業内容に、不適当と認めた場合、甲乙協議し適切な対処を行う。

2. 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 報告

- (1) 乙は、業務内容を業務日誌により翌日の始業時に甲に報告する。
- (2) 乙は、業務中に異常を発見した場合は、安全確保を優先し直ちに臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告すること。

4. 管理業務

乙は、甲と打合せを行い、【別表1】の公園開場時間内における園地及び公園施設の管理とこれに関連する以下の業務を行う。

- (1) 園内を毎日、午前・午後 1回以上見回りし、公園施設に危険箇所や破損箇所がない

か目視点検すること。なお、異常を発見した場合は、直ちに安全確保の観点から臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告すること。

- (2) 別記【禁止事項】について注意喚起するとともに正しい利用を喚起すること。また、来園者の多い土曜・日曜・休日は園内を数回見回りし、来園者等に混乱がないか確認すること。
- (3) 駐車場周辺はゴミの投棄や汚損等の発生が無いか入念に点検すること。
- (4) その他甲が必要と認めた時は甲乙協議し実施すること。

【別表1】

時 期 施 設	開 場	閉 場		
		通常期 夏期・冬期以外	夏 期 6月1日～8月31日	冬 期 11月～2月末
事務所出入口	午前8時	—	—	—
展示室及び 展望ギャラリー	午前9時 (休館日を除く)	午後5時 (左に同じ)	午後5時 (左に同じ)	午後5時 (左に同じ)
駐車場	午前8時	午後6時	午後7時	午後5時
便所棟出入口 ※多目的トイレのみ	午前8時	午後6時	午後7時	午後5時

5. 案内業務

乙は、甲と協議して、公園及び公園館の案内とこれに関連する次の業務を行う。

勤務時間は午前9時から午後5時までとする。

- (1) 展示室内のインフォメーションカウンターに就業し、来館者に公園施設や園内の植物・古墳・公園館展示物等に関する簡易な案内をすること。
- (2) 展示品の点検及び来館者数のカウントと鑑賞マナー等の遵守を喚起すること。
- (3) 研修室の利用者があった場合は研修室への案内及び使用後の確認をすること。
- (4) 来園者から救護の申出があった場合は、救護室への案内を行うとともに臨機の措置を行ったのち、速やかに甲への報告を行うこと。
- (5) AEDの設置について問い合わせや貸し出し要請を受けた場合は、ただちに情報提供及び貸し出しを行うこと。
- (6) その他甲が必要と認める時は甲乙協議により実施する。

6. その他

- (1) 案内班及び管理班は、互いに協力して業務に当たること。
- (2) 県職員の勤務しない日の電話の応対及び郵便物等の受領保管に関すること。
- (3) 警報監視盤及び防災監視盤のブザー等がなった時は、直ちに現場に赴き、臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告すること。

- (4) 園内での作業車両の使用に際しては、「作業中」看板をフロントに掲示し、最徐行（時速10km以下）での走行を厳守すること。クラクションを鳴らすことを含め、恐怖心を起こさせないこと。車両の進路を変える場合は、方向指示器を確実に作動させること。
- (6) 業務を遂行するにあたっては、来園者を最優先した業務手法とすること。
- (6) 甲は本業務にかかる事故・盗難等について一切の責任を負わない。
- (7) 建物、工作物、その他に対し損害を与えた場合は乙の負担とする。

別記【禁止事項】

- 公園では次のことを禁止しています。
- ①施設物又は土地をいためること。
 - ②鳥獣類、魚類を捕つたり、殺したり、きずつけたりすること。
 - ③草木類を採つたり、いためたりすること。
 - ④ゴミ、動物の粪その他汚いものをしてること。
 - ⑤許可無く広告物を掲げたり、配布すること。
 - ⑥駐車場以外の場所へ自動車、オートバイ等を乗り入れたり、止めて置くこと。
 - ⑦駐車場で車の運転練習をすること。
 - ⑧許可無く物品を販売したり、写真撮影を業としたり興業を営んだりすること。
 - ⑨植込地や立入禁止区域に立ち入ること。
 - ⑩工作物を設けたり、居住すること。
 - ⑪火気を使用すること。
 - ⑫喫煙場所以外でタバコをすうこと。
 - ⑬ゴルフ、野球等の球技、ローラースケート等、ラジコンを使用すること。
 - ⑭犬、猫等の動物を連れて入園すること
 - ⑮野生動物に餌付け等をすること。
- 以上のはか、公園管理に支障があつたり、又は他に迷惑となる行為をすること。

馬見丘陵公園 清掃管理業務委託仕様書

この仕様書は奈良県中和公園事務所長（以下「甲」という。）と、当業務受託者（以下「乙」という。）とが締結した馬見丘陵公園管理業務委託契約書に基づく県営馬見丘陵公園（以下「公園」という。）にかかる清掃管理業務の基準を定めるものである。

1. 業務範囲

- (1) 乙は、主として除草・清掃・維持管理を行う（以下「作業班」という。）。その業務範囲は、公園の供用区域 5.6. 2 ha 及びナガレ山古墳 1. 2 ha とする。
- (2) 作業班の休憩場所及び備品等は、原則として甲が提供する。
- (3) 乙が業務を行う際、県が既に所有している機器については甲の承認を得て使用できるものとする。

2. 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 報告

- (1) 乙は、業務日誌により翌日の始業時に甲に報告する。
- (2) 業務中に異常を発見した場合は、直ちに安全確保の観点から臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告する。

4. 業務内容

乙は、甲と打合せを行い、公園の園地清掃（公園館、トイレ、花見茶屋A棟、ボランティアハウスを除く。）及び植物管理とこれらに関連する次の業務を行う。

(1) 公園施設の維持管理、清掃

- ・園地（園路、芝地、植え込み地等）のゴミ・落葉拾い、掃き掃除、喫煙所の灰皿の清掃及びそれらの指定場所への集積
- ・池、側溝等の泥上げ及び指定場所への処分
- ・あずまや、ベンチ、標識等の拭き掃除
- ・その場でできる簡易な小修繕等

(2) 植物管理【別表1・2】

- ・園地（芝地、草地、植え込み地等）の人力抜根、除草及び刈草・落ち葉等の園内指定場所への集草・運搬
- ・刈草や剪定枝のチップ化・敷均し作業
- ・花壇の植え付け、灌水、施肥等
- ・植え込み・生け垣の灌水、施肥等
- ・一部樹木の剪定・伐採等（軽微なもの）

(3) 園内ゴミ処分費の支払い

5. その他

- (1) 園内での作業車両の使用に際しては、「作業中」看板をフロントに掲示し、最徐行（時速10km以下）での走行を厳守すること。クラクションを鳴らすことを含め、恐怖心を起こさせないこと。車両の進路を変える場合は、方向指示器を確実に作動させること。
- (2) 機械除草作業時には飛び石防止の措置を行い、来園者の安全を確保すること。また、イベント開催時など、来園者が特に多いときは機械除草を控えること。
- (3) 除草剤を使用する際は甲と協議し、来園者が触れない園路や縁石に限定すること。
- (4) 業務を遂行するにあたっては、来園者を最優先した業務手法とすること。
- (5) 甲は本業務にかかる事故・盗難等について一切の責任を負わない。
- (6) 建物、工作物、その他に対し損害を与えた場合は乙の負担とする。

【別表1】

業務	業務の内容・面積・回数
人力抜根	芝生内や園路際、低木植込内等の発注者の指示する箇所の除草 面積：1.9ha 回数：3回／年
機械除草 (肩掛式)	樹林地や境界部等の発注者の指示する箇所の除草 面積：3.8ha 回数：3回／年
機械除草 (ハンドガイド)	【別表2】区域の除草（芝刈り、草刈り） 面積：15.0ha 回数：5回／年
集草 (刈草、落ち葉)	【別表2】区域の刈草の集草、落ち葉の除去等 面積：15.0ha 回数：5回／年
積込・運搬 (刈草、落ち葉)	【別表2】区域の刈草等の積込及び園内指定場所への運搬 面積：15.0ha 回数：5回／年
チップ化・敷均し	刈草や剪定枝のチップ化及び敷均し作業

【別表2】

対象エリア	対象区域内の代表箇所
北エリア 芝地：3.4ha 草地：0.8ha	・東（砂場、遊具周辺、自由広場） ・北（集いの丘、馬見花苑、北側、外周部、西側、臨時駐車場、詰所） ・南（彩りの広場、ダリア園、サービスヤード、バックヤード）等
中央エリア 芝地：7.4ha 草地：0.4ha	・狐塚北（狐塚古墳、梅林） ・ハナモモの丘、下池堤 ・一本松古墳、倉塚古墳 ・カリヨンの丘、石棺休憩所、東詰所周辺 等
南エリア 芝地：2.4ha 草地：0.6ha	・春まちの丘 ・南エリア花畠 ・いにしえの丘、三吉2号墳 等

馬見丘陵公園 使用料徴収事務委託仕様書

この仕様書は、奈良県中和公園事務所長（以下「甲」という。）と当業務受託者（以下「乙」という。）とが締結した馬見丘陵公園管理業務委託契約書（以下「本契約」という。）に基づく、県営馬見丘陵公園（以下「公園」という。）にかかる施設等の使用料の徴収及び還付に関する業務の内容について定めるものである。

（業務内容）

第1 本契約第1条第1項第3号に規定する公園施設等の使用料の徴収及び還付に関する業務は、奈良県立都市公園条例（昭和35年3月奈良県条例第11号）別表第四の十に規定する馬見丘陵公園館研修室に係る使用料及び同表の十一に規定する馬見丘陵公園花見茶屋に係る使用料（以下「使用料」という。）の徴収事務とし、乙は、その使用料の徴収事務を行う。

（徴収事務の処理方法）

第2 乙は、徴収事務の処理については、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）第18条の規定により行うものとする。
2 乙は、第3第1項に基づき指定金融機関に払い込むまでの間、金融機関に預託する等、確実な方法で保管しなければならない。この場合において、預託する金融機関の口座は、無利息普通預金口座でなければならない。

（指定金融機関への払込み）

第3 乙は、収納した使用料を収納した日の属する月の翌月10日までに指定金融機関に払い込まなければならない。
2 乙は、前項の規定により収納金の払込みをしたときは、受託収納金計算書（第1号様式）を作成し、甲に提出しなければならない。

（個人情報の保護）

第4 乙は、この仕様書に基づき事務を処理することに伴う個人情報の取扱いについては、本契約第11条に定めるとおりとする。

（疑義等の決定）

第5 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第6 この仕様書の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

1. 公園内を作業車両で通行する場合には、別紙「作業車両園内通行許可申請書」を提出したうえで、注意事項を遵守すること

- 公園内は来園者がいなくても徐行（時速10km以下）し、来園者とすれ違う場合は、最徐行もしくは一旦停止すること
- クラクションを鳴らすことを含め、恐怖心を起こさせないこと。進路を変える場合は、方向指示器を確実に作動させること

2. 肩掛け式草刈り機を使用する場合は下記を遵守すること

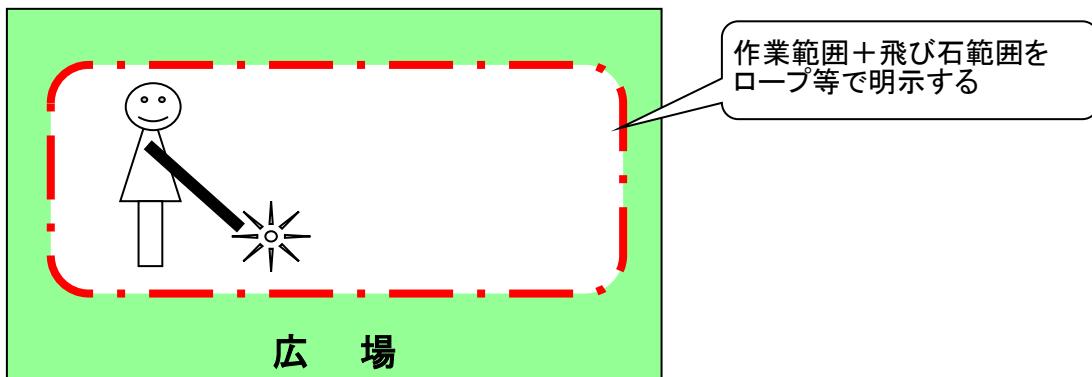
- 来園者が不用意に作業場所に近づかないよう、トラロープ等で作業範囲を明示し、注意喚起すること
- 来園者が近づくなど、安全管理に支障が生じた場合には、ただちに作業を中止し、安全を確保したうえで作業を再開すること

《広場作業》

①作業範囲及び飛び石範囲をトラロープ等で囲うこと

②バリケード等に「草刈り作業中」の注意看板を設置すること

※来園者にはイヤフォンを使用していたり、耳の不自由な方がいることに留意すること

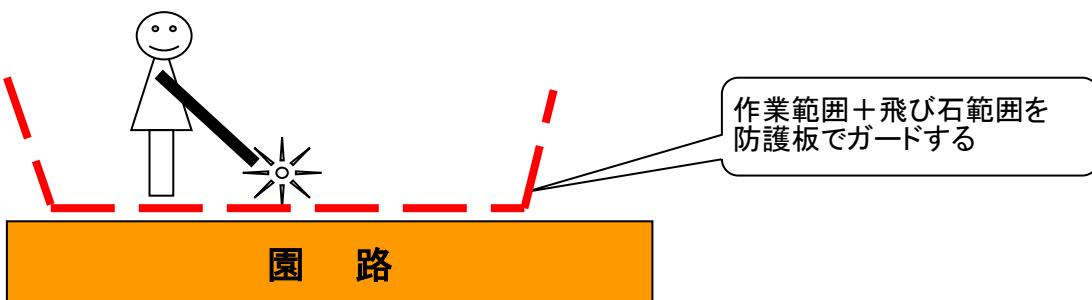


《園路沿い作業》

①園路沿いの作業時には、飛び石による事故を防ぐため防護板でガードすること

②バリケード等に「草刈り作業中」の注意看板を設置すること

③迂回路がある場合は誘導看板を設置すること（むやみに通行止めにしないこと）



草刈り作業中

ご迷惑をおかけします

(条例第8条関係 特定公契約特約条項)

特定公契約特約条項

(総則)

- 第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本契約の受注者は、本契約が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第2条 受注者は、条例第6条第2号の規定に基づき、本契約の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第3条 受注者は、条例第9条及び施行規則第7条の規定に基づき、契約締結後速やかに、特定公契約履行責任者1人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第4条 受注者は、条例第10条及び施行規則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。
- (1) 本契約が条例に規定する特定公契約であること。
- (2) 受注者及び下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
- (3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができる。
- 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うともできる。
- 3 奈良県は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。

- 4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。
- 5 奈良県及び受注者は、本契約に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
- 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

- 第5条 受注者は、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。
- (1) 下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本契約に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
 - (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
 - (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
 - (5) 下請負者等が、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
 - 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

- 第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。
- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
 - 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

- 第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。
- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
 - 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなけ

ればならない。

(立入調査)

- 第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。
- 3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。
- 4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

- 第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めたときは、受注者にその内容を通知するものとする。
- 2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
- 5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

- 第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本契約の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

- 第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

- 第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本契約及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における場合)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。